

特定緊急輸送道路沿道建築物 の耐震化を支援しています！

主な要件 [1]加算額は、耐震改修工事に係る助成金の額（計算式5 + 計算式6）全体の1/3を限度とする
[2]加算の基礎となる額に対する加算額の割合は、耐震改修工事の助成対象事業費に対する助成金額（計算式5 + 計算式6）の割合を超えない範囲であること

計算式7 加算の額

加算の基礎となる額

建築物の場合
以下の①と②の低い方

①実際に要する費用（税抜）の1㎡当たりの費用 円 — 62,700円

② 85,500円

マンションの場合
以下の①と②の低い方

①実際に要する費用（税抜）の1㎡当たりの費用 円

② 77,550円

住宅（マンションを除く）の場合
以下の①と②の低い方

①実際に要する費用（税抜）の1㎡当たりの費用 円

② 59,850円

加算率

延べ面積が
5,000㎡以下の場合：17/30

延べ面積が5000㎡を超える場合
①と②の合計

①5,000㎡以下の部分
延べ面積 ㎡ × 17/30 =

②5,000㎡を超える部分
延べ面積 ㎡ - 5,000㎡ × 23/60
延べ面積 ㎡ =

※1棟当たりの上限額は計算式5の助成対象事業費と、計算式7の加算の基礎となる額を合わせて8億5,500万円以内（マンションにあたっては7億7,550万円以内、住宅（マンションを除く）にあたっては、5億9,850万円以内）になります。特殊工法の単価を採用した場合等は加算することができません。

円 (1,000円未満切捨て)

占有者がいる場合の加算

主な要件 耐震改修工事、建替え又は除却（以下「耐震改修工事等」という。）を行う建築物に占有者*1がいる場合、下表の額を加算します。

- ※1占有者：現建築物所有者（区分所有者を含む。）との賃貸借契約*2に基づき、建築物を占有している者（所有者と生計を一にしている者を除く）
- ※2賃貸借契約：①～③の全てに該当する賃貸借契約
- ①交付申請日より1年以上前に締結されているもの
 - ②交付申請日の1年前の翌日以後に契約期間が終了するもの
 - ③契約期間が1年以上であるもの
- （耐震改修工事等に係る契約変更により、契約期間が1年未満となるものも対象に含む）

計算式8 加算の額

加算の基礎となる額

- ア 賃貸住宅の場合
15万円/住戸
- イ 賃貸住宅以外（貸店舗等）の場合
- [1]占有面積が100㎡未満の場合：45万円/契約
 - [2]占有面積が100㎡以上200㎡未満の場合：90万円/契約
 - [3]占有面積が200㎡以上500㎡未満の場合：180万円/契約
 - [4]占有面積が500㎡以上の場合：450万円/契約

加算額

- (ア)～(ウ)のいずれかの低い額
- (ア)加算の基礎となる額
- (イ)2ヵ月分の賃料（税抜）*3の合計に係数*4を乗じた額
- (ウ)耐震改修工事等の助成対象事業費 × 1/15

※3 賃料（税抜）に共益費や管理費等は含みません。

※4 耐震改修工事の場合は9/10、建替え又は除却の場合は2/5

令和7年度から
耐震改修工事、建替え・除却の
助成を拡充！

新宿区建築物等耐震化支援事業
令和7年(2025)年4月版



助成金の対象等

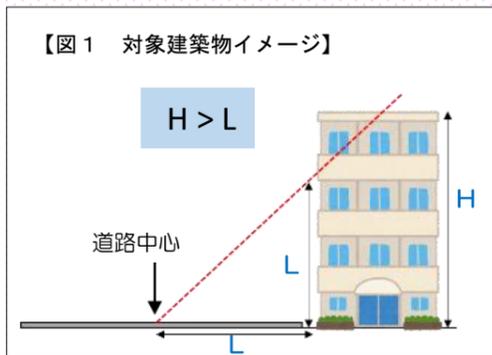
※助成金の対象は、**令和7年度末**までに着手する事業です。
※業者との**契約前**に、区に助成金の交付申請を行い、決定を受ける必要があります。
※複数回に分けて耐震化を進める「段階的改修工事」も助成対象です。

■対象建築物（次の全てに該当するもの）

- 敷地が特定緊急輸送道路に接する、昭和56（1981）年5月31日以前に着工された非木造建築物
- 建築物の高さが、特定緊急輸送道路の中心から建築物までの距離より高いもの（図1）
- Is（構造耐震指標）の値が0.6未満相当であること若しくは倒壊の危険性があると判断されたもの

■助成対象者

- (1) 所有者
 - (2) 区分所有の場合は、管理組合の総会決議によって選任された者又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者
- ※ 耐震改修工事、建替え及び除却への助成において、助成対象者が個人の場合、住民税を滞納していないこと



新宿区役所本庁舎8階3番窓口（新宿区歌舞伎町1-4-1）
都市計画部防災都市づくり課耐震担当

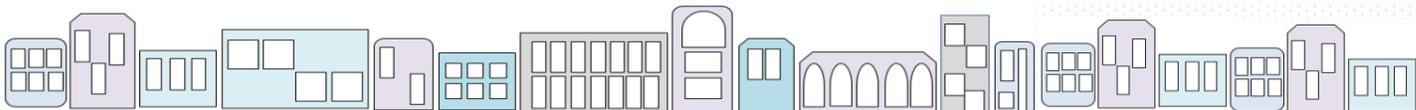
電話 **03-5273-3829**

FAX **03-3209-9227**



新宿区 特定沿道

検索



補強設計への助成

主な要件 建築士等が行うもので、かつ、区が定める指定機関の評定を受けるものであること（評定に要する費用も助成金の対象）

助成金の額 円 = **計算式 1** 円 + **計算式 2** 円

計算式 1 助成対象事業費 × 助成率

助成対象事業費 以下の①と②の 低い方 <input type="text"/> 円 <hr/> ①実際に要する費用（税抜） <input type="text"/> 円 <hr/> ②1㎡あたりの単価で算出した額 ○延べ面積1,000㎡以内の部分 5,000円 × <input type="text"/> ㎡ = <input type="text"/> 円 ○延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 3,500円 × <input type="text"/> ㎡ = <input type="text"/> 円 ○延べ面積2,000㎡を超える部分 2,000円 × <input type="text"/> ㎡ = <input type="text"/> 円 計 <input type="text"/> 円	×	助成率 以下のいずれか <input type="text"/> 円 = <input type="text"/> 円 (1,000円未満切捨て) <hr/> 助成対象事業費が ○300万円以下 5 / 6 ○300万円を超え600万円以下 1 / 2 + 100万円 ○600万円超え 1 / 3 + 200万円
---	---	--

計算式 2

実際に要する費用（税抜） 円 × 以下の①と②の**低い方** 円 = 円
 (1,000円未満切捨て)

① 計算式1の額 円 × 1 / 4
 実際に要する費用（税抜） 円 × 1 / 4

② **1 / 6**

建替え・除却への助成

令和7年度
㎡単価・助成率拡充！

主な要件 東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱第3条の規定に基づき、耐震化工事中掲示物を工事中の現場に掲示すること

助成金の額 円 = **計算式 3** 円 + **計算式 4** 円

計算式 3 助成対象事業費 × 助成率

助成対象事業費 以下の①と②の 低い方 <input type="text"/> 円 <hr/> ①実際に要する費用（税抜） <input type="text"/> 円 <hr/> ②以下の区分毎の単価 × 延べ面積 ○建築物 57,000円 × <input type="text"/> ㎡ = <input type="text"/> 円 ○マンション (上限5億7,000万円) 51,700円 × <input type="text"/> ㎡ = <input type="text"/> 円 ○住宅（マンションを除く） (上限5億1,700万円) 39,900円 × <input type="text"/> ㎡ = <input type="text"/> 円 (上限3億9,900万円)	×	助成率 延べ面積が5,000㎡以下の場合：1 / 2 延べ面積が5,000㎡を超える場合 ①と②の合計 ①5,000㎡以下の部分 5,000㎡ 延べ面積 <input type="text"/> × 1 / 2 = <input type="text"/> ②5,000㎡を超える部分 延べ面積 <input type="text"/> - 5,000㎡ × 1 / 6 延べ面積 <input type="text"/> = <input type="text"/> (1,000円未満切捨て)
---	---	---

令和7年度拡充！
助成率 1/3 → 1/2

計算式 4

助成対象事業費 円 × 以下の①と②の**低い方** 円 = 円
 (1,000円未満切捨て)

① 計算式3の額 円 × 1 / 10
助成対象事業費 円 × 1 / 10

② **1 / 15**

耐震改修工事費への助成

令和7年度
㎡単価拡充！

主な要件

[1]区が定める指定機関の評定を受けた補強設計に従い、Is値の値を0.6相当以上に向上させるもの
 [2]建築物が道路に突出していないこと、および無接道でないこと
 [3]過去又は現在において、新宿区から違反建築に係る是正指導等を受けていないこと
 (是正指導を受けている場合は、すでに是正していること又は完了実績報告までに是正すること)
 [4]東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱第3条の規定に基づき、耐震化工事中掲示物を工事中の現場に掲示すること

助成金の額 円 = **計算式 5** 円 + **計算式 6** 円

計算式 5 助成対象事業費 × 助成率

※特殊工法の場合は、㎡単価や上限額などが異なりますので、ご相談ください。

助成対象事業費 以下の①と②の 低い方 <input type="text"/> 円 <hr/> ①実際に要する費用（税抜） <input type="text"/> 円 <hr/> ②以下の区分毎の単価 × 延べ面積 ○建築物 Is値0.3未満相当の場合 62,700円 × <input type="text"/> ㎡ = <input type="text"/> 円 (上限6億2,700万円) Is値0.3以上相当の場合 57,000円 × <input type="text"/> ㎡ = <input type="text"/> 円 (上限5億7,000万円) ○マンション Is値0.3未満相当の場合 56,900円 × <input type="text"/> ㎡ = <input type="text"/> 円 (上限5億6,900万円) Is値0.3以上相当の場合 51,700円 × <input type="text"/> ㎡ = <input type="text"/> 円 (上限5億1,700万円) ○住宅（マンションを除く） Is値0.3未満相当の場合 39,900円 × <input type="text"/> ㎡ = <input type="text"/> 円 (上限3億9,900万円) Is値0.3以上相当の場合 39,900円 × <input type="text"/> ㎡ = <input type="text"/> 円 (上限3億9,900万円)	×	助成率 以下の①と②の 低い方 <input type="text"/> 円 = <input type="text"/> 円 (1,000円未満切捨て) <hr/> ○延べ面積が5,000㎡以下の場合： 5 / 6 ○延べ面積が5,000㎡を超える場合 ①と②の合計 ①5,000㎡以下の部分 5,000㎡ 延べ面積 <input type="text"/> × 5 / 6 = <input type="text"/> ②5,000㎡を超える部分 延べ面積 <input type="text"/> - 5,000㎡ × 1 / 6 延べ面積 <input type="text"/> = <input type="text"/>
---	---	---

用途の定義は以下のとおりです

- 住宅**
戸建、長屋及び共同住宅（店舗等の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものも含む）
- マンション**
共同住宅のうち、耐火又は準耐火建築物であり、延べ面積が1,000㎡以上、かつ、地階を除く階数が3以上のもの
- 建築物**
(1)に掲げる住宅以外の建築物

計算式 6

助成対象事業費 円 × 以下の①と②の**低い方** 円 = 円
 (1,000円未満切捨て)

① 計算式5の額 円 × 1 / 10
助成対象事業費 円 × 1 / 10

② **1 / 15**

※その他の加算については裏面をご確認ください。

委任払い制度のご案内

この制度は、申請者から委任を受けた業者（建築士や工事会社）に対して、区から直接助成金を支払う制度です。
 この制度により、申請者は自己負担のみで補強設計や耐震改修工事等を行うことができます。
 ※委任払いを利用する場合には、契約前に業者と相談してください。
 ※委任払いを利用しない場合は、申請者が業者へ全額支払った後、区から申請者へ助成金を支払うこととなります。